

鈴鹿市告示第 3 4 号

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収等に関する規則（昭和 6 2 年鈴鹿市規則第 1 5 号）第 2 条第 2 項の規定により、次の表のとおり徴収金を定めたので、告示する。

令和 7 年 2 月 1 7 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

妊産婦又は保護者の属する世帯の階層区分			徴収金基準額（月額）	
階層区分	定義		助産施設	母子生活支援施設
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0 円	0 円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2，200 円	1，100 円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）		4，500 円	2，200 円
D 1	A階層、及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9，000 円以下	6，600 円	3，300 円
D 2		9，001 円から 27，000 円まで	9，000 円	4，500 円
D 3		27，001 円から 57，000 円まで		6，700 円
D 4		57，001 円から 93，000 円まで		9，300 円
D 5		93，001 円から		14，500 円

		1 7 7, 3 0 0 円まで		
D 6		1 7 7, 3 0 1 円から 2 5 8, 1 0 0 円まで		2 0, 6 0 0 円
D 7		2 5 8, 1 0 1 円から 3 4 8, 1 0 0 円まで		その月のその入 所世帯に係る措 置費等の支弁額 (全額徴収。た だし、その額が 2 7, 1 0 0 円 を超えるときは 2 7, 1 0 0 円 とする。)
D 8		3 4 8, 1 0 1 円から 4 5 6, 1 0 0 円まで		その月のその入 所世帯に係る措 置費等の支弁額 (全額徴収。た だし、その額が 3 4, 3 0 0 円 を超えるときは 3 4, 3 0 0 円 とする。)
D 9		4 5 6, 1 0 1 円から 5 8 3, 2 0 0 円まで		その月のその入 所世帯に係る措 置費等の支弁額 (全額徴収。た だし、その額が 4 2, 5 0 0 円 を超えるときは

			42,500円とする。)
D10	583,201円から 704,000円まで		その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D11	704,001円から 852,000円まで		その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D12	852,001円から 1,044,000円まで		その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)

D 1 3		1, 0 4 4, 0 0 1 円 から 1, 2 2 5, 5 0 0 円まで		その月のその入 所世帯に係る措 置費等の支弁額 (全額徴収。た だし、その額が 8 3, 3 0 0 円 を超えるときは 8 3, 3 0 0 円 とする。)
D 1 4		1, 2 2 5, 5 0 1 円 から 1, 4 2 6, 5 0 0 円まで		その月のその入 所世帯に係る措 置費等の支弁額 (全額徴収。た だし、その額が 9 5, 6 0 0 円 を超えるときは 9 5, 6 0 0 円 とする。)
D 1 5		1, 4 2 6, 5 0 1 円 以上		その月のその入 所世帯に係る措 置費等の支弁額 (全額徴収)
備考	1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額			

を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 階層区分の認定について、平成23年7月15日付け雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

（1） 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯

（2） 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 5 6 条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯

5 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 児童福祉法第 2 2 条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分が D 階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときは D 階層のうち市町村民税所得割の額が 1 9, 0 0 0 円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分が A 階層及び B 階層である場合を除いて、出産育児一時金が、4 8 8, 0 0 0 円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額に B 階層にあっては、2 0 %、C 階層にあっては、3 0 %、D 階層のうち市町村民税所得割の額が 1 9, 0 0 0 円までの場合にあっては 5 0 %をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。